平成２２年（フ）第１４７号
三重県伊賀市陽光台2001番地の１、前住所三重県名張市梅が丘北３番町285番地
債務者　白井たつ子
１　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２０３３号
京都市伏見区向島四ツ谷池14番地８　６―２―1208
債務者　渕　　孝
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７０号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地30　向島ニュータウン３―G棟108号
債務者　辻川　　豊
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９６号
京都市伏見区小栗栖中山田町50番地　府営住宅小栗栖西団地28―503
債務者　新玉　育子
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９８号
京都市南区久世中久世町２丁目105番地１　コスモプラザ４C
債務者　張　　篤史
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７６号
京都市西京区川島六ノ坪町52番地14
債務者　磯崎ニルダことニルダボカリグこと　ＮＩＬＤＡ　ＢＡＴＡＬＬＥＲ　ＢＯＣＡＬＩＧ
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９２号
京都市下京区梅小路東町83番地２　イニシア梅小路公園233号
債務者　日置　則重
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３２号
京都府長岡京市今里薬師堂24番地の109
債務者　田丸　泰士
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４０号
京都府向日市上植野町伴田12番地の11
債務者　島野未佐子
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４７号
京都市北区大宮中林町54番地の１　フォルム北山512号
債務者　八田　耕治
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２４８号
京都市北区大宮中林町54番地の１　フォルム北山512号
債務者　八田　郁子
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９０号
京都市右京区西院六反田町21番地　アメニティー京都Ｉ番館２Ｎ
債務者　三輪　　寛
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８９号
兵庫県西宮市柳本町７番16―301号
債務者　孝岡　邦晴
１　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４２４号
奈良市西大寺赤田町１丁目４番13―403号
債務者　岡本　敏江
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６１８号
奈良県生駒郡三郷町勢野東２丁目４番５号11号室
債務者　狩野　剛一
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６９９号
奈良県生駒市西白庭台２丁目７番地６
債務者　西原　佳世（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７７号
鳥取県鳥取市富安２丁目77番地　メゾンミヨシ201号、旧住所鳥取県鳥取市西品治749番地11　メゾン・ド・ラタン101号
債務者　田中　一彦
１　決定年月日時　平成23年１月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで　鳥取地方裁判所民事部